

# 災害発生時における緊急支援物資の保管等に関する協定締結

平成25年11月27日

国土交通省関東地方整備局は11月27日、神奈川倉庫協会と「災害発生時における緊急支援物資の保管等に関する協定」を締結しました。

川崎港東扇島地区の東京湾臨海部基幹的広域防災拠点、首都直下型地震等の大規模災害発生時には、緊急物資の中継基地などとして機能することになります。

発災時には国内各地及び海外から多くの緊急支援物資が海上輸送されてくることが想定されるため、広域防災拠点内の保管・荷捌スペースが不足することが懸念されます。

神奈川倉庫協会との協定締結は、この課題をクリアし、緊急支援物資の良好な保管、適切な荷捌きを可能とし、自治体の広域物資拠点への輸送活動をより円滑に実施することを目的としています。締結式には神奈川倉庫協会小此木歌藏会長、関東地方整備局池上正春副局長などが出席しました。小此木会長は締結式の後「発災の前に、訓練等を通じて協定に基づく業務が円滑に推進できるようにしていかなければならない」と抱負を語りました。

関東地方整備局は首都直下地震等の大規模災害発生時において、速やかに緊急支援物資の輸送活動が実施できるように、今回協定を締結した神奈川倉庫協会や、他に協定を締結している関係機関等と連携して訓練を続けて行きます。

写真（左：池上 関東地方整備局副局長 右：小此木 神奈川倉庫協会会長）

